

【保護者の皆様へ】

《防災対応マニュアル作成の目的と意義》 ～子どもたちの安全に向けて～

平成23年3月11日東日本大震災の教訓として、自然の力は人の想定をはるかに超えて発生することです。従って、現在も頻発している地震に対して、また、今後予測されている東京湾北部地震・東海沖連動型地震等を想定し、県教育委員会の作成した地震対応マニュアル等をもとに、以下のような緊急対応を計画しました。ご理解とご協力をお願いいたします。(防災指針の修正があれば、対応マニュアルを更新していきます)

第1. 地震発生 —そのときから数時間の行動—

※震度5強以上の大地震が発生する

児童在校中 (授業中)

時間経過の行動

大揺れ30～40秒

【1】児童の安全を確保する



基本行動には
「上から物が落ちてこない
場所・横から物が倒れて
こない場所」への避難

一次避難

- ①放送機器が使えない場合も想定して、日頃から強い震度があった場合は、身の安全を守る訓練をします。
- 机の下に入る。
 - たな、げた箱からはなれる。
 - 校庭・体育館では、壁際からはなれ、中央に集まる。
- ②職員は、「防火の確認」「消火行動」「負傷者の確認」「救護の行動」をします。

大揺れがおさまる

1分～2分後

【2】震度5以上の地震の際は、二次避難として校庭へ避難する。

身の回りの状況をしっかりと見て、避難行動する

大揺れは既に去ったが、余震の襲来がある

- 余震の揺れで、本震でゆるんだものや崩壊、崩落、落下等が起こる。
- 危険箇所を避けて退避行動する

3分～5分前後以後

【3】児童の集合点呼

校庭に本部設置
余震への対応

担任・一般教職員

- 児童の安全点呼／異常無しの確認
- 火災発生の危険無しの確認
- 校内・近隣状況の本部への伝達

1時間～2時間前後

【4】下校方法の決定

保護者引き渡し・一時保護 (避難所開設)・集団下校 等

(裏へ)

【下校について】（下校前に大きな地震が発生した場合）

- (1) まず、通学路等の安全確認を実施します。確認後、通学路や家屋等に、特に被災がない場合には、職員がついて地区別集団下校をします。
- (2) 通学路等の点検のため安全が確認されるまで学校待機となり、下校時間が遅れることがあります。（原則：通常の下校時間より前の集団下校は実施しない）

【児童の保護者等への引き渡しについて】（完全保護者引き渡しの実施）

- (1) 原則として、以下の場合は、児童の引き渡しとします。
 - ① 市原市において、震度5以上の地震が発生した場合
 - ② 内閣府から大震災に対して「警戒宣言」が出された場合
 - ③ 通学路や家屋に重大な損傷がみられ、下校時が難しいと判断した場合
 - ④ 学校施設が一時避難所と開設された場合
- (2) 大地震発生後は、電話（携帯電話のメール・iモード含む）等での連絡は一切できないことが予想されます。
 - ① 帰宅され、お子様が下校していない場合、まずは、近隣の本校に在学するご家庭に確認をしてください。
 - ② 近隣のご家庭に確認し、下校していない場合、学校へおいでください。

※ご家族の仕事の関係で、『保護者が迎えに行くまで学校で預かってほしい』というご家庭は、あらかじめ担任までお申し出ください。引き渡しカードに記載がない方には引き渡しはできません。

【登校について】（登校前に大きな地震が発生した場合）

電話回線が繋がらず、学校からの緊急連絡は難しいと考えます。
在宅中でも、地震対応「地震発生—そのときから数時間の行動」にそった行動をお願いします。

- (1) 電話不通の状況で、かつ、市原市に震度5強の地震であれば原則休校です。
- (2) まずは、各家庭で通学路や近隣も含めた家屋の破損状況を確認してください。
- (3) 震度4～5程度の地震でも、近隣の安全確認をお願いします。
- (4) 通学路や家屋の破損で安全確保が難しい場合、自宅待機をさせてください。
- (5) 保護者の皆様が登校班の集合場所に集まり、安全が確保できるか相談されることも一方策かと考えます。
- (6) 安全確保できると判断した場合でも、可能な限りご都合のつく保護者の方が引率して登校して下さるようお願いいたします。

（市原で震度5弱であっても震源地が震度7以上の場合、本震よりも余震の方が大きい場合があります。ご注意ください。）

【登下校中について】（登下校の途中に地震が発生した場合）

- (1) 児童は、自宅により近いところにいる場合は身の安全を守り自宅へ帰ります。
- (2) 学校に近い位置ならそのまま登校します。
または学校に引き返して、学校の指示に従います。

